

ふれあい収集 よくある問い合わせ

申請に関して

Q. 申請書類等はどこにありますか？

A. 宇治市ごみ減量推進課の窓口や各福祉サービス公社等で配架しています。または宇治市ホームページからダウンロードいただけます。

Q. 申請は本人がしないといけないですか？

A. 代理申請も可能です。なお、その場合は申請書にある委任欄に申請者の署名・捺印をお願いします。

Q. 同居人が要介護認定を受けていますが、ふれあい収集の対象になりますか？

A. 世帯員全員の方がふれあい収集の要件を満たしている場合は、ふれあい収集の対象となりえます。

Q. 息子が同居していますが、仕事が忙しくてごみ出しができません。ふれあい収集をお願いしてもよろしいでしょうか？

A. 健常者の同居者がいる場合はふれあい収集の対象となりません。なお、健常者の同居者が数カ月単位の出張や単身赴任をしている場合はご相談ください。

Q. 申請から収集開始までどれくらいかかりますか？

A. 本課職員が調査・面談を行った後、概ね2～3週間かかります。なお、調査の日程は申請受理時に調整します。

調査に関して

Q. 調査とは？

A. 職員が申請者のご自宅に訪問し、申請内容やごみの排出状況の確認、ふれあい収集の説明を行います。玄関先または部屋の中での対応をお願いします。

Q. 調査では家族の立ち合いが必要ですか？

A. 申請内容やごみの排出状況の確認、ふれあい収集の説明のためにも、必ず家族または福祉機関のケアマネジャー等の立ち合いをお願いしています。

収集に関して

Q. 分別はしないとイケないのですか？

A. 出されたごみは一度に収集しますが、正しく分別をする必要があります。ごみの種別ごとに袋を分けて出してください。

Q. 家の中まで収集に来てもらえますか？

A. 家の中に入ったの収集はできません。ごみ収集場所は、原則、屋外(敷地内)です。

Q. 集合住宅の場合、ペールの置き場所はどちらがいいですか？

A. 集合住宅の場合は、玄関内での手渡し、もしくはパイプスペース、または集合住宅の管理者の許可のもと共有スペースでの収集となります。

Q. 用意するペールに指定はありますか？

A. ふた付であれば、形状や大きさに指定はありません。

Q. 袋は何を使ってもいいですか？

A. 宇治市指定のごみ袋（透明または白色半透明の中身がはっきり見える袋）を使用してください。なお、基準に適していれば、レジ袋でも排出可能です。

Q. ごみとして出していけないものはありますか？

A. 基本的に通常の分別基準と同じです。わからない場合は個別にご相談ください。

Q. 庭の手入れをした後の剪定枝等を排出してもいいですか？

A. 剪定を業者に依頼されている場合は、業者に処分責任があるため市では収集できません。また、ご家族が剪定された場合は3袋（束）ずつ週を分けて排出してください。

Q. 何時ごろ収集に来ますか？（何時に来てください）

A. 収集件数に変動があるため、収集時間の指定や連絡は行っておりません。必ず朝9時までにごみの用意をお願いしております。

Q. 入院や外出などで、ごみを出さない日がある場合はどちらがいいですか？

A. 必ず事前にご連絡をお願いします。

その他

Q. ふれあい収集は有料ですか？

A. ふれあい収集は無料のサービスです。